

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 3 年度 |
| 計画主体 | 足 利 市 |

足利市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

| | |
|----------|---------------------------|
| 担当部署名 | 栃木県足利市産業観光部農林整備課 |
| 所在地 | 栃木県足利市本城 3 丁目 2 1 4 5 |
| 電話番号 | 0 2 8 4 - 2 0 - 2 1 6 3 |
| F A X 番号 | 0 2 8 4 - 2 1 - 0 6 4 3 |
| メールアドレス | norin@city.ashikaga.lg.jp |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カワウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト |
| 計画期間 | 令和3年度～令和5年度 |
| 対象地域 | 足利市 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|--------|-------------|---|
| | 品 目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲、野菜 | 水稲 被害金額 1,161 千円 被害面積 472 a |
| ニホンジカ | 水稲、樹木 | 水稲 被害金額 165 千円 被害面積 47 a 林業 被害金額 4,269 千円 被害面積 115 a |
| ニホンザル | 野菜、果樹 | 見聞される |
| ツキノワグマ | 果樹 | 見聞される |
| ハクビシン | 果樹 | 見聞される |
| アライグマ | 野菜、果樹 | 見聞される |
| カワウ | アユなどの魚類 | 見聞される |
| カラス類 | 麦類、野菜、水稲、果樹 | 見聞される |
| ドバト | 麦類、野菜、水稲、果樹 | 見聞される |

(2) 被害の傾向

| 鳥獣の種類 | 被害の状況 |
|----------------|--|
| イノシシ | 水稲を中心に被害の報告があるが、水稲被害は減少傾向にある。目撃情報や人的被害も報告されている。 |
| ニホンジカ | 主な被害としては、田植え直後の稲の食害が報告されている。また枝葉や樹皮の食害などの林業被害も報告されている。 |
| ニホンザル | 山間部に群れが存在していると思われ、定期的に目撃情報が報告される。またサルの群れは、転々と移動している。 |
| ハクビシン アライグマ | 市内全域に分布している。農作物被害や糞害などの生活環境被害が報告されており、効果的な対応に苦慮している。 |
| カワウ | アユなどの魚類の食害が見受けられる。 |
| カラス類、ドバト | 市内全域に分布している。糞害などの生活環境被害が発生している。 |

(3) 水稻被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和5年度) |
|------|---------------|-------------|
| 被害金額 | イノシシ 1,161 千円 | イノシシ 581 千円 |
| | ニホンジカ 165 千円 | ニホンジカ 83 千円 |
| 被害面積 | イノシシ 472 a | イノシシ 236 a |
| | ニホンジカ 47 a | ニホンジカ 23 a |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <p>捕獲機材 (箱わな) の導入</p> <p>平成29年度 13基 国庫補助 8基 市購入 5基</p> <p>平成30年度 16基 国庫補助 11基 市購入 5基</p> <p>令和元年度 11基 国庫補助 9基 市購入 1基</p> <p>ハクビシン及びアライグマ対策として小型わなの貸出を実施した。</p> | <p>捕獲の担い手の確保</p> <p>小型箱わなを貸与しても捕獲できない例があり、適切な指導が必要</p> |
| 防止柵の設置等に関する取組 | <p>侵入防止柵の設置</p> <p>平成29年度 4,560m 国庫補助</p> <p>平成30年度 2,762m 国庫補助</p> <p>令和元年度 0m 国庫補助</p> | <p>ワイヤーメッシュ柵設置後の維持管理</p> |
| 里山林整備等に関する取組 | <p>里山林の維持管理</p> <p>平成29年度 141.10ha 県民税</p> <p>平成30年度 131.10ha 県民税</p> <p>令和元年度 90.00ha 県民税</p> | <p>県民税活用後の維持管理</p> |

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>○ 捕獲について</p> <p>有害鳥獣 (イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル) の捕獲を実施する。捕獲圧を維持向上させていくために、捕獲資材の増設やICT機器の導入をしていく。また有害鳥獣捕獲の従事者は、将来的に担い手不足の恐れがあることから、担い手確保に努める。</p> <p>○ 防護対策及び環境整備について</p> <p>人里と野生生物との棲み分けを行うため、被害地域による侵入防止柵の設置やとちぎ元気な森づくり県民税を活用した緩衝帯整備を推進する。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

栃木県猟友会足利支部及び足利中央支部に、駆除及び捕獲機材（箱わな）等の維持管理について委託し、地域の人たちと連携し対応している。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取 組 内 容 |
|---------------------|--|---|
| 令和3年度 ～ 令和5年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン アライグマ カワウ カラス類 ドバト | <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲に対して捕獲報奨金を交付する ・協議会で箱わなを購入する ・小型箱わなの貸出を継続する |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| <p>本市の過去の捕獲実績、被害の程度、捕獲従事者数等を踏まえ、捕獲計画数を設定する。</p> <p>特にイノシシは野生イノシシの豚熱（CSF）感染が確認されていることから、感染拡大防止のため捕獲に努める。</p> |

| 対 象 鳥 獣 | 捕 獲 計 画 | | |
|---------|---------|---------|---------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| イノシシ | 3,000 頭 | 3,000 頭 | 3,000 頭 |
| ニホンジカ | 1,000 頭 | 1,000 頭 | 1,000 頭 |
| ニホンザル | 40 頭 | 40 頭 | 40 頭 |
| ハクビシン | 300 頭 | 300 頭 | 300 頭 |
| ツキノワグマ | 必要最低限 | 必要最低限 | 必要最低限 |
| アライグマ | 100 頭 | 100 頭 | 100 頭 |
| カワウ | — | — | — |
| カラス類 | 必要最低限 | 必要最低限 | 必要最低限 |
| ドバト | 必要最低限 | 必要最低限 | 必要最低限 |

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| 捕獲手段は、捕獲機材（箱わな、くくりわな）を使用する。 捕獲は、通年実施し、被害地域全域を対象とする。 |

| |
|--|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 大型獣（イノシシ、ニホンジカ等）の緊急捕獲等を想定し、捕獲及び止刺しに使用する。 |

（４）許可権限委譲事項

| | |
|------|--------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 足利市 | すべての鳥獣 |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| イノシシ ニホンジカ | ワイヤーメッシュ柵 2,000 m | ワイヤーメッシュ柵 2,000 m | ワイヤーメッシュ柵 2,000 m |

（２）その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|------------|------------|
| 令和3年度 | イノシシ、ニホンジカ | 里山林の整備及び管理 |
| 令和4年度 | イノシシ、ニホンジカ | 里山林の整備及び管理 |
| 令和5年度 | イノシシ、ニホンジカ | 里山林の整備及び管理 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 構成機関の名称 | 役割 |
|--------------------------|----------------------------------|
| 足利市 | 被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策指導、捕獲の許可等 |
| 栃木県 (自然環境課・県南環境森林事務所) | 市を交えての加害獣に対する対応判断、被害防止のための研修・啓発等 |
| 猟友会足利支部及び足利中央支部 | 有害鳥獣の捕獲、駆除 |
| 足利警察署 | 住民の安全確保、被害情報収集、情報提供、地域巡回等 |
| 自治会 | 回覧、掲示板による注意喚起 |

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には、適切な処理施設で焼却する。やむを得ず埋設処理する際は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。またイノシシ肉及びシカ肉については原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知し、自家消費の自粛を促す。必要に応じて学術研究のための検体として提供する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本市内で捕獲された、イノシシ、ニホンジカについては、出荷制限が継続しており、出荷制限が解除できるほど十分に獣肉に含まれる放射性セシウムが低減するまでは、有効な利用を推進することは困難であり、利用に当たってはモニタリング調査結果を注視しながら、関係機関と慎重に協議しながら対応する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|------------------|------------------|
| 被害防止対策協議会の名称 | 足利市鳥獣被害防止対策連絡協議会 |
| 構成機関 | 各機関の役割 |
| 被害地区自治会連合会 | 被害状況の把握および情報提供 |
| 足利市農業協同組合 | 組合員への支援 |
| 栃木県農業共済組合安足支所 | 共済加入者への支援 |
| みかも森林組合 | 森林被害の把握及び防止対策 |
| 被害地区農業再生協議会 | 被害状況の把握、情報提供 |
| 水利組合 | 被害状況の把握 |
| 猟友会足利支部および足利中央支部 | 有害鳥獣の捕獲、駆除 |
| 足利市 | 協議会事業の実施、協議会事務等 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|--------------------------------|--|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 栃木県（自然環境課・農村振興課・経営技術課及びその出先機関） | 市や協議会の行う被害防止対策及び捕獲に関する経費・技術的支援 有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報収集や試験研究 |
| 県南地域鳥獣被害対策連絡会議 | 県南地域における野生鳥獣による被害防止対策の推進や情報提供 |
| 両毛有害鳥獣対策担当者会議 | 各構成市間の情報交換 |
| 渡良瀬川イノシシ対策連絡会 | 各構成機関間の連携による取組及び情報交換 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

本市では有害鳥獣捕獲従事者が、現在 88 名おり、これまでの捕獲対策等の効果から、鳥獣による農業被害は、減少傾向にあり、設置に至っていない。今後、近隣市町の取り組みや実態を研究し、本市の業務体制を考慮した実施隊の設置の検討を進めていきたい。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となった、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを引き続き推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県南地域鳥獣被害対策連絡会議等を通じ、隣接市町との情報交換や県からの指導・助言により、効果的な対策を推進する。人的被害を防止するため出没等の広報に努める。